

# イベントメモ

## お知らせ掲示板

### 農業振興地域農用地区域の除外申請を受付

町は、農業振興の基盤となる優良農地の確保・保全のために農業振興地域整備計画で農用地区域を定めています。農用地区域における農地を農地以外の目的に利用する場合は、農業振興地域からの除外申請が必要です。除外するには要件がありますので、申請が全て認められるとは限りません。必ず事前にご相談ください。

**受付期間**  
3月1日(月)～31日(水)

**提出書類**  
(書式は、産業経済課農政係12番窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください)

- 申請書
- 隣接農地所有者同意書

**問い合わせ先**  
産業経済課農政係  
(32)3113

### 町営住宅桜ヶ丘団地入居者および入居待機者の募集

町営住宅桜ヶ丘団地は現在、3LDKYの入居者を随時募集しています。2LDKYは、現在空き部屋がありませんが、入居待機期間内に退去者があった場合は、その部屋への入居待機者となるための、申し込みとなります。

**2LDKY入居待機者**  
**申込受付期間**  
2月1日(月)～12日(金)

**説明会・抽選会**  
**日時** 2月18日(木)  
午後1時30分から

**場所** 役場2階 会議室5

※抽選により、入居待機順位を決定します。

**入居待機期間**  
4月1日(木)～9月30日(木)

**申込資格**  
令和3年2月12日時点で、町内に3カ月以上、居住または勤務地を有する方

- 現に同居している方または3カ月以内に同居する親族がいる方
- 現に住宅に困っていることが明らかな方
- 収入が一定額以下(※)の方
- 町税等の滞納がない方
- 現に同居している方または同居しようとする親族が暴

| 団地名   | 桜ヶ丘団地  |         |
|-------|--------|---------|
| 建設年度  | H5～H14 | H13～H14 |
| 構造    | 中層耐火   |         |
| 規模    | 3LDKY  | 2LDKY   |
| 家賃(円) | 21,300 | 21,500  |
|       | 36,000 | 32,200  |

LDK…居間兼食事室兼調理場  
Y…浴室(浴槽、風呂釜付)

### 所有者不明土地問題、相続などでお困りの方へ

**相続登記無料相談会を開催**  
司法書士による相続登記無料相談会を開催します。空き家問題、突然の相続でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

**日時**  
2月1日(月)～26日(金)  
午前9時～午後4時  
(土日、祝日を除く)

**場所**  
県内各司法書士事務所

### 事業継承などでお困りの方へ

**『電話』無料相談会を開催**  
長野県行政書士会佐久支部では『電話』での行政書士無料相談会を開催します。相続や事業継承などでお困りの方はお気軽にご相談ください。

**日時**  
2月21日(日)  
午後1時～3時30分

**相談例**  
遺言・離婚・法人設立・外国

### 県営住宅入居者を補充募集

佐久・小諸地域にある県営住宅入居者の募集を次のとおり行います。

**募集期間**  
2月10日(水)～19日(金)

(受付時間や休日の受付についてはお問い合わせください。)

**受付場所**  
佐久市跡部65番地1  
長野県佐久合同庁舎4階  
長野県住宅供給公社  
佐久管理センター

**その他**  
募集の詳細については2月上旬ごろに、長野県住宅供給公社佐久管理センターへお問い合わせいただくか、長野県のホームページでご確認ください。

### 問い合わせ先

長野県住宅供給公社  
佐久管理センター  
0267(78)5410

### 2月10日(水) 児童手当支給

対象の皆さまは入金をご確認ください。  
(令和2年10月分～令和3年1月分)  
問い合わせ先 町民課(ごも係)32)3114

### 2月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 国民健康保険税(9期分)
- 後期高齢者医療保険料(8期分)
- 介護保険料(8期分)
- 保育料(2月分)
- 町営住宅使用料(2月分)
- 下水道負担金(4期分)
- 下水道使用料(2月期分)  
大口1月使用分、一般12・1月分
- 下水道使用料(2月期分)  
大口1月使用分、一般12・1月分
- 下水道使用料(2月期分)  
大口1月使用分、一般12・1月分
- 農集排使用料(2月期分)  
10・11月使用分
- 個別排水手数料(2月期分)  
12・1月使用分

納期限  
**3/1** 月曜日

### こんにちは農業委員会です

問い合わせ先

農業委員会事務局 (32)3113

### ご存知ですか？ 農業者年金のメリット

確定拠出型で長期に安定した制度です

農業者年金は、積立方式の確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などにより保険料が引き上げられることはありません。

**農業者の方は広く加入できます**  
国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、また、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

脱退は、自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、支払った保険料は将来年金として受け取れます。

**保険料は自由に設定できます**  
毎月の保険料は、2万円から最高6万7千円まで千円単位で自由に設定することができます。払込期間中でも保険料額の変更ができます。また、条件を満たす方は、保険料の補助制度を受けることができます。

**80歳までの保証が付いた終身年金です**  
年金は、終身で受け取れます。もし、80歳になられる前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳になるまでに受け取る予定であった金額が、死亡一時金としてご遺族の方に支給されます。

**税制の優遇措置があります**  
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

農業者年金への加入をご希望される方は、農業委員会事務局までご連絡ください。